

平成 19 年度 第 3 回長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成 20 年（2008 年）3 月 18 日（火）午後 1 時 30 分から 3 時 50 分
- 2 場 所：長野県庁 3 階 特別会議室
- 3 出席者
委 員：岩井まつよ、大西直樹、北村照子、金早雪、斎藤洋一、関安雄、矢崎和広、
矢嶋廣道、吉沢小枝
長野県：企画局長 和田恭良、人権・男女共同参画課長 豊田雄三、人権・男女共同
参画課 課長補佐兼人権尊重推進係長 小林仁司 ほか

4 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 小林課長補佐）

定刻になりましたので、ただいまから長野県人権政策審議会を開催させていただきます。

出席状況でございますが、有吉委員が、所要のため欠席する旨、ご連絡いただいております。9 名の委員の皆様のご出席をいただき、審議会条例第 6 条の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

本日お配りした資料は、資料 1「人権課題に取り組んでいる団体の皆さんからご意見を募集します」、資料 2 - 1「人権に関する県民意識調査（案）」、資料 2 - 2「平成 13 年人権に関する県民意識調査の質問項目」、資料 2 - 3「人権に関する県民意識調査概要」、資料 2 - 4「人権擁護に関する世論調査概要」、資料 2 - 5「質問内容検討資料」、別紙「第 4 回以降の人権政策審議会の日程について」でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。審議会の議長につきましては、会長が務めることとなっておりますので矢崎会長よろしくお願いいたします。

（矢崎会長）

それでは始めさせていただきます。最初に資料について説明をいただいて、それからご議論いただきたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

（豊田人権・男女共同参画課長）

人権・男女共同参画課長の豊田でございます。

資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

（資料 1 から 2 - 5 に基づき説明）

（矢崎会長）

ありがとうございました。

それでは、資料ごとにご意見をお聞きしたいと思います。まず、団体の皆さんからの意見募集についてですが、これは現在行っているということですか。

（豊田人権・男女共同参画課長）

2 月 22 日から募集を始めまして、3 月 28 日までにお寄せいただくことになっておりま

す。

(矢崎会長)

県民意識調査では、それぞれの分野別で細かくお聞きすることは無理だろうという意見もありましたので、団体意見の結果が出まして、場合によってはいくつかの団体から、個別にヒアリングさせていただいて、もう少し掘り下げていくこともあろうかと思えます。その点も含めて、この団体意見の募集の内容について、一応ご報告させていただきました。特に何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

こんなことで、進めさせてよろしいでしょうか。

(斎藤委員)

蒸し返すような話をして恐縮ですが、これまで2回の議論を踏まえて、改めて思いましたが、第1回の審議会にいただいた資料2「人権施策に関する経過等」の3「人権関係審議会等の変遷について」に示されているように、従来の流れを受けて、今、人権政策審議会に人権政策が諮問されているわけです。部落解放審議会の答申が実施に移されないのに、平成17年2月には、部落解放審議会の設置条例を廃止する議案が県議会に提案されました。しかし、設置条例を廃止するには、新たな人権施策を検討する条例案は提出されるべきとの理由から県議会において否決されました。

そうした流れを受けて今回、人権政策審議会を設置することになり、部落解放審議会が廃止されましたので、この人権政策審議会には、部落差別をどうするのかということが、大きな課題として投げかけられています。

この人権政策審議会が何をすべきかと考えた場合に、一つはもちろん全体的な方針を打ち出すことですが、もう一つ、部落解放審議会が長い時間をかけて人手をかけて議論をして答申を出したのに、それがまったく行われてこなかったことがあります。そうしますと、部落差別の問題は、ちょっと扱いが違うので、それについては、早急に答申を示すべきではないかと思えます。

前回、会長がこの人権政策審議会が答申を出す前であっても、部局が様々な施策を推進することはできるだろうとおっしゃった。それは、ぜひそうしていただきたいと思いますが、審議会としても、全体の答申は答申として、それとは別に、部落解放審議会の答申を受けながら、県は部落差別の問題はすべて打ち切ってしまった。他の人権問題については、それぞれ課があり、施策を実施しているのに、はっきりいって部落差別の問題は、ほぼ何もやってない。止めてしまったという印象がものすごくあります。そうしたことも例えば意識調査にもかかわるのですが、今日も出されている県の意識調査の項目を見ますと。

(矢崎会長)

県民意識調査ですか。

(斎藤委員)

はい、県民意識調査。

(矢崎会長)

それは、後でやりますので、ちょっと先に、団体への意見聴取についてよろしいかどうかを確認させていただいて、斎藤委員が言われた課題はですね、その後ということでもいいですか。

(斎藤委員)

はい。

(矢崎会長)

最初に申し上げた団体からの意見募集は、このような内容、手順でやらせていただいて、この結果を次回にはおそらく発表できるだろうと思います。それに基づいてもう少し突っ込んで審議したいテーマがあれば、場合によってはその団体の方々をお呼びして意見聴取をする方向で進めさせていただきたいと思います。そのようなことでよろしゅうございますか。

そうしますと、今日の大きなテーマであります県民意識調査についてご意見を伺いたいと思いますが、資料2 - 1にございます県民意識調査(案)の内容について、いろんな議論、意見交換をしました。その後も個別に委員の方々になくさんな意見をいただいて、事務局がどういう形でまとめたらいいかということで検討をしたわけですが、意見をいただいたまま比較できるようにして、事務局として結論を出せる部分については結論を出すということで、資料2 - 5のとおりまとめてございます。

それでは、県民意識調査の内容についてこれでよいかどうかということですが、斎藤委員、県民意識調査の内容を検討する前に今のご意見も議論したいということですか。

(斎藤委員)

はい。もう一度お願いしたいと思います。

(矢崎会長)

そういうことですね。

この意識調査の内容は事務局から提案をされました。質問1～8までは、前回の県民意識調査の内容を踏襲してございます。質問9から最後までは国の世論調査を対比するような形にしてございます。それについて前回ご意見をいただいて、先ほど申し上げた資料2 - 5のとおりまとめてありますが、斎藤委員のご意見ですと、これを別にしてもう一回同和問題について、人権政策審議会がどうかかわるかを先に議論をしたいというご意見でしょうか。

(斎藤委員)

はい。その意識調査の質問項目へもかかわるものですから。

(矢崎会長)

実は、この会の進め方をちょっと後のほうでご意見いただきたいなと思っておりました。

斎藤委員の内容が、県民意識調査の内容にストレートに関係する議論でしたら、先に審議しますが、この調査の内容は内容としてご検討いただいてからと思っていたものですから、それをまとめさせていただいて、その後、この会の進め方でご意見をいただければ、一つ一つ整理ができるのですが、県民意識調査の前にどうしても一回議論してみたいということならば、ここでさせていただきます。

(斎藤委員)

はい。

(矢崎会長)

内容を大きく変えますと、今日結論が出せなくなります。これについては、1回ご議論いただいて、ご意見のある委員には事務局へ伝えていただきたい中で、今日この県民意識調査の内容について結論を出したいと考えています。ただ、今のご意見を県民意識調査の内容の前にやりますと、県民意識調査が大きく変わることになります。ちょっと手順としてはもう一回くらい、同じテーマでやらないといけないかなという感じになると思いますが、今のご意見については取り上げさせていただきます。というのは、過去の経過を見させていただきましても、棚上げのままできておりますし、その後の人間尊重推進委員会も、中途半端で終わっていますので、長野県の人権政策について何らかの結論をここで出せないと、前に進んでいけません。それが単なる基本方針で止まるのか、基本計画まで踏み込むのか、そのへんを実はご議論いただかないとできないものですから。単にアンケートをまとめただけの審議会というわけにはいかないものですから。

(斎藤委員)

会長のおっしゃることはよくわかります。後に回していただいても構いませんが、意識調査については引き続き調査が必要だというふうに部落解放審議会の答申で打ち出しています。引き続きということは、前回、県が行った調査に引き続いてということですから、この資料の2 - 3でいいますと、同和問題に関しては、質問10から、ずっとあるわけですね。それと、今度は整合しなくなってしまう。今回、提案されている質問項目では、2項目しか同和問題がない。その点はどうかと思っています。

(吉澤委員)

私も同感でして、質問9以降は国の世論調査と同じものということで、前回も話にあったのですが、今回の資料を見せていただきましたら、こんなに深く聞いていた経過があることを知りませんでした。それで、今回は質問14、15だけということで、これでいいのかなという気もしました。また、今度というのは時間もかかりますし、ここで、やはり私も考えていただきたいかなと思いましたが、いかがでしょうか。今日の資料を見まして、やはりもっと深く聞いたという調査があることを大切にしたいと思った次第です。

(矢崎会長)

そうしますと、県民意識調査の内容に関わるご意見ということで、その前に議論したい

ということですね。わかりました。

この13年の県民意識調査について、事務局にお聞きしたいのですが、「ひのえうま」や「大安」のことは聞いていますが、質問10以降はほとんど同和問題について触れられていますね。この歴史的背景というか、同和問題についての観点と言いますか、そのグレードが高くなっているわけですが、このアンケートが基になって審議会の答申に反映されているのか、ちょっとその時代の背景が私にはわからないのですが。

(豊田人権・男女共同参画課長)

第1回の審議会で、県の人権施策の流れの中でご説明させていただいたかと思いますが、平成14年3月に特別措置法が失効されるという状況にありました。知事から、「今後の同和対策のあり方について」諮問をしまして、答申をいただいたということです。それが、大きなものです。その中で、県民意識調査は、平成13年1月に行われたものです。

(矢崎会長)

審議会上先立って行われた。

(豊田人権・男女共同参画課長)

先です。年度で見ると意識調査は12年度になります。それで発表されたのが、平成13年12月ですので、部落解放審議会でもこの調査は報告されています。それで、審議会の答申は平成14年1月、法律失効は平成14年3月、全体の関係はそういうことです。

それから平成13年の調査ですが、先ほど社会部人権・同和政策課が調査したと申し上げましたが、この当時本件の答申の中で、人権同和という名前があり、教育委員会にも同和教育課がございまして、同和という問題は非常に大きな問題で、たぶんこの当時は、県民意識調査の中でも個別課題といいつながら、ほとんどが同和問題だったということも、そういった背景があるのではないかと予測されます。

意識調査と審議会との関係は、だいたいそのような感じです。

(矢崎会長)

時系列で考えますと、この県民意識調査の後に審議会が行われ、県民意識調査が生かされ、ひとつの結論が出たという流れ。

(豊田人権・男女共同参画課長)

そうです。部落解放審議会の中で、報告事項となつていまして議論されています。

(矢崎会長)

目的があつて、こういう意識調査を採つたというふうに。詳しいことはわかりませんが、流れからいくと、こういうことでもあります。

ほかの委員のご意見もお聞きをしたいと思います。人権施策をこの審議会で考えていくときに、同和問題もいくつかの人権、差別の中の一つとして考えていくということについては、基本的なコンセンサスを私はいただいていたというふうに理解をしています。

知事からの諮問の内容もそうでありますし、そしてこの審議会を始めまして、1回、2回ご議論をいただく中で、同和問題については、部落解放審議会の答申後、立ち切れになっていたことについて、何らかの結論は出すべきだというご意見が、関委員からも斎藤委員からもおありになった。それも踏まえて、しかし、この政策審議会の中では、いくつかの差別、いくつかの人権問題の一つとしてとらえていく。そういうことで、コンセンサスをいただいて進めてきておるつもりです。

委員さん方、この問題についてご議論をいただいたほうがいいと思いますので、ご意見がございましたら。関委員からいかがですか。

(関委員)

私は今の段階では、やはり同和問題も考えなくてはいけないと思いますが、いくつかの人権問題の一つとして考えていくことが今の理解では適切じゃないかと思います。その前段階として、知事に対して部落解放審議会の答申をしたわけですが、十分にその意図、内容が尊重されていたかどうかという問題については、特に委員としてかかわってきた方々、あるいは部落解放に携わってきた方々は、不満足なものになっていると思います。

(矢崎会長)

矢嶋委員、ご意見いただけますか。

(矢嶋委員)

いろいろある人権問題のうちの一つとして扱うことは、会長が言われたようにコンセンサスが合ったように思います。ただ、前審議会の流れを受けている審議会なものですから、前審議会の全体の締め括りはどういう形で終わっていたのか、その精神を生かしていく必要があると思います。だから、一つの人権問題ではあるけれども、非常に大事な一つであるという位置づけはあると思います。平成13年にいくつか質問を聞いていますが、13年の調査結果がそのまま、今でも通用する部分があれば、それは13年の調査を生かせばいいし、あれから7年たって、事情が変わるだろうというものがあれば、掘り下げていく必要があるかなと感じています。

資料2-2に滋賀県と岐阜県と長崎県の状況がありますが、これはワンオブゼムでいいのですが、同和問題は少し突っ込んで聞いています。このような形が取れるかどうか。一つの問題として扱うことは、私は賛成です。

(矢崎会長)

ほかの委員さんからもご意見をいただけたらと思いますが。そうしますと、矢嶋委員、今のご意見ですが、基本的な枠組みを考えさせていただく中で、同和問題について、もう1、2項目。過去の13年のデータ以後、実は同和政策について、大きな転換を日本も長野県もしています。それについて、あらためて聞く質問は、ちょっと意味があるかなと思います。その政策転換について、県民はどういうふうに思っているか聞いてみることは辞さないという感じがしていますので、細かい個別の課題の時に、どのような質問がいいか、またお考えになっていただいとしたいと思います。

そうしますと、個別課題の検討に入ってよろしいでしょうか。

はい。それでは、個別の課題につきまして、事務局のほうでまとめてあります順序に進めたいと思います。同和問題につきましてはどこに入れるかということは、また後で、今までの議論を踏まえて一つの結論を出したいと思います。質問1から8までが、前回の意識調査でお聞きしてきた内容です。質問1から8までの中で、事務局の対案がございます。外国人についてはどうしても無理ということですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい、無理です。

(矢崎会長)

きちんとしたアンケートが取れる自信がない。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい。

(矢崎会長)

16歳以上は取れるのですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

前回の議論の中で、この質問の内容であれば、高校生ならまず答えられるであろうというご意見があったと思います。これを、中学生、小学生に質問するとすれば、もうちょっとかみ砕いていかないと理解していただけないのではないかと思いますので、一応16歳で線を引かせてもらいました。先に提案があった部分です。

(矢崎会長)

金委員から、こんなご意見があったかと思うのですが、16歳以上ということによろしいのですか。

(金委員)

区切りが4歳になるので、16歳から19歳になるのでしょうか。いいのではないのでしょうか。

(矢崎会長)

はい。では、対象範囲はそこまで広げることで進めたいと思います。

質問項目につきましては「ひのえうま」と「大安」については、最初のご意見の中から事務局が削除ということではないかということではありますが、これはそんなことでよろしいでしょうか。

それでは、そんなことにさせていただいて、その代わりに事務局の代案と言ったらなんですが、「人権イメージについて」を質問1と2の代わりに入れたらどうかということでご

ざいます。この内容についてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

これは、前にどっかでこういう聞き方をしたアンケートがありますか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

人権について重要であるというような聞き方は、平成 19 年 1 月に本県で県民満足度調査をやりました。その中で、重要である、あるいは、まあ重要である、どちらでもないというような聞き方もしておりますので、19 年の調査ともまた比較できます。

(矢崎会長)

ただ、「わかりやすい」というのがわかりにくい質問ですね。重要であるかどうか、自分に関係があるかどうかというのはわかりますが、何らかの人権が、わかりやすいかわかりにくいかわかりやすいかわかりやすいですか。ちょっと答えにくい気がしますが、どうでしょうか。

(矢嶋委員)

わかりづらいですね。

(矢崎会長)

迷うかもしれませんね。簡単にパッとわかる県民もいるかもしれませんが、理屈を考える人は、答えにくい質問かもしれませんね。

この部分を聞いたことがあるかというようなこと、それはわからない。

(豊田人権・男女共同参画課長)

これはないですね。

(矢崎会長)

外していいのではないですかね。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい。

(矢崎会長)

要するに重要であるかということと、自分に関係があるかどうかという点はいいが、わかりやすいかわかりにくいかわかりにくいという質問は、あんまり大きな意味がない。

(豊田人権・男女共同参画課長)

そうすると、質問 1 (2) は除いて (3) を順に上げまして、(3) は (2) にすることでもいいですか。

(矢崎会長)

どうでしょうか。特にご意見がなければ、そういうことにさせていただいて、2つの質問でいいということですね。(1)と(3)でいく。

あと2つ、3つは、字句の訂正ですね。質問4の選択肢「仲間はずれ」は「仲間はずし」ということに代えさせていただきます。あとは、質問6の人権を侵害された場合の言葉を代えさせていただきました。言葉づかいだけです。

(豊田人権・男女共同参画課長)

そうです。

(矢崎会長)

あと質問6の選択肢にその他を入れる。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい、そうです。

(矢崎会長)

質問2から6は、一応そういうことで、字句の訂正をしたいと思います。委員から、ご指摘があった部分ですのでこんなことでかえさせていただいて、質問7については、すいませんが、もう一回説明してくれますか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい。日本の人権問題についてということで、漠然と聞いています。これは、県政世論調査の中に人権に関する意識という項目もございますので、長野県が人権意識が定着した住み良い県であるかどうかという、日本ではなくて長野県はどうかという質問に代えたいということでございます。

(矢崎会長)

質問8はこのままで、その下、長野県の内容については、追加するということですね。

(豊田人権・男女共同参画課長)

そうです。質問9ということになります。

(矢崎会長)

はい。質問9が、金委員からご指摘いただいた内容を、事務局でこのような形で変更してあります。個別にいうと、ちょっと落ちているようなことがあっては困るということですね。そうすると、質問がわかりにくくなりますね。

ここはどうでしょう。ご意見をいただきたいと思います。「あいとぴあ」とかあげていくといろんなプロジェクトがある。

(豊田人権・男女共同参画課長)

「あいとぴあ」は男女共同参画です。それから、選択肢の6はハンセン病、感染症の問題です。それから選択肢9番のサンタプロジェクトは、外国籍児童の教育の問題です。個別の課題になってくるということです。

(矢崎会長)

その個別課題を、事務局で落ちがないようにやるといったい増えてしまうと。

(豊田人権・男女共同参画課長)

例えば、H I Vの問題、障害者、高齢者など個別課題の質問項目を全部あげるという形になってしまいますので、それは個別課題の質問のほうで聞いていただきたくということと落とさせていただきたいと考えました。

(矢崎会長)

そういう意味では、この選択肢であれば、個別課題というよりも全体にかぶっている内容だから問題はない。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい。人権課題すべてに対応しているものであるという考え方でございます。

(矢崎会長)

でも、みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業とか人権フェスティバルと聞いても、ほとんどわからないよね。変な話ですが、隣保館とか、サンタプロジェクトとかは、個別の名前が付いているからわかりますが、人権尊重プログラム支援事業は、いっぱいいくつか事業があるわけでしょ。

(豊田人権・男女共同参画課長)

この事業をご紹介させていただきますと、民間団体が行う、色々な人権課題についてのイベント、研修会に対して、県が補助金を出すというシステムでございまして、それをこのような名前で実施しているわけです。

(斎藤委員)

これは、前知事の時代に始まった事業で、応募してきた取組を審査会により審査して、補助する事業です。ほんとに知られてないと思います。ただ一部の人はよく知っている。何度も応募したりして。知っている人は知っていて、あとはあまり知られていない。ですから、どのくらい知っているかというのを調べる意味はあるのかもしれない。

(矢崎会長)

行政を知る立場からいうと、個別の事業がどれだけ認知されているかは興味あるわけです。「子育て支援事業を知っていますか」「茅野市の子育て支援事業は知っていますか」と聞いたら、ほとんどいないと思いますね。その中で、「乳幼児無料化」とか、「病児病後児保

育施設」茅野市であれば、例えば「おやすみ館」、そういう個別のネーミングのある事業を知っているか知っていないかということは、今後に生かせると思います。

だから、気にならないくらい拾って、例えば10 あってもいいので、知っているものには全部 してくださいみたいな質問ができないかどうか。それをこのような案にしちゃうと、これは何の関係なのか、またわからない可能性がありますね。

金委員、ご提案の趣旨は、県が力を入れて打ち出している施策について、知っているか知らないかということですか。

(金委員)

選択肢1から9は例えばということですよ。

(矢崎会長)

例えばということですね。

(金委員)

特に、人権啓発センターですね。これもずっと気になっていて、どうやって活用するのかというところで、そもそも北信の近くにいる方はご存じですけど、私ども南信、中信部の人あまり知らない。人権啓発ポスターはご存じですかとか、個別課題とか、あまり意識せずに、ランダムに挙げました。言われるように、個別事業なり分野で収拾がつかないということであれば、取捨選択することは、やむを得ないのではないのでしょうか。

(矢崎会長)

そうすると、質問1から8は事務局からの案でよろしいでしょうか。

質問9は、これだけ後にまわします。こういう聞き方しかできないかどうか。ちょっと聞きにくいとか、答えにくいかなという感じがしますし、知らないことが多くて、をつけるものが、あまりなかったら困るでしょうから。

そうしますと、質問10以降ということになります。次のページをめくっていただいて格差の問題を今時点で、人権問題として捉えたらどうかというご意見がありました。ここで、捉えるテーマとしては、ちょっと違うかななどのご意見もございます。これについては、事務局としては再度審議会でも議論をしてくださいということですね。

ご意見をお聞かせいただきたいと思いますが。

大西委員、この問題について何かご意見ございますか。

(大西委員)

今、非常に話題にはなっていますが、非常に複雑でいろいろな立場から考え、議論もしてきますと、単純な質問を追加したとしても、却ってそれではとらえきれないことがあると思います。一部だけをとらえてしまうということもあると思います。あれもこれも聞きたいところではありますが、時期尚早になるのではないかということで、ここに書いてあることと同じ意見です。

(矢崎会長)

岩井委員はどうでしょうか。

(岩井委員)

私も同じ意見でございます。非常に難しいテーマだと思いますので。ちょっとここで、質問するのは、時期尚早と思います。

(矢崎会長)

矢澤委員と私が、ちょっとこだわった件なのですが、確かに、聞くのであれば、きちんと聞かないと難しいかもしれませんね。地域間格差とか所得格差とか、いろんな格差が進んでいく中で、新たな差別というものが生まれてくるのではないかと非常に危機感を持っています。ですが、時期尚早ということで、今回は見送ることにしたと思います。

裁判員制度、死刑に関する人権意識。これは、どういうことですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

質問9から26は、国の人権擁護に関する世論調査の質問内容に変更がないとすれば、取り扱っていいと考えています。

(矢崎会長)

これは、国の調査とそっくり同じにしなければいけないことということはないですね。

(豊田人権・男女共同参画課長)

当然そうです。

(矢崎会長)

当然そうですね。だから、追加するなりすることは、全然構わない。

(岩井委員)

これは、私が申し上げた件ですが、人権として、今、死刑制度の廃止が国際的に大きな課題となっているということで提案させていただきました。死刑に関する人権意識がどうかというよりは、大きな問題となっている死刑制度について、関心があるかを聞きたいという感じです。

(豊田人権・男女共同参画課長)

当初案の質問9の選択肢としてということですね。今1から17までありますけども、ここに18として死刑制度を入れたらどうかというご提案ですね。

(矢崎会長)

この選択肢の中に入れることに違和感はないですかね。例として、選択肢が一つ増えることは別に、問題はない。人権課題について関心がありますか。

(金委員)

先進国の中で死刑制度をまだ廃止していないのは日本だけで、すごく関心を寄せています。ただ、日本の場合、とらえ方が違っていて、やっぱり人権というときに、死刑制度っていうのが入ってくると「あれっ」というふうにちょっと違和感持たれる部分もあると思います。

特に刑法の問題が入ってくると思いますが、ちょっと違和感とか承知の上で刷り込ませて聞いてみてもいいのではないかなというふうに思います。そういう議論があるということを含めて、県民意識調査の中に入れて、主張することに関係者がみれば、深読みすれば、人権課題としてとらえる可能性もあるのかもしれないですね。確かに私も、死刑制度の問題は、ちょっとあってもいいかなというふうな感じがします。もしやるとすれば、新たに質問項目をつくるのは、ちょっとしんどいと思いますので、当初の質問9の中の17、18なりの一つとしてどうでしょうか。

(矢崎会長)

ちょっと、話題を呼んでいるといいますが、関心が持たれてきているテーマですから、単なる死刑制度という言い方でいいですか。ここに18番で列挙した場合に。人身取引、高齢者というような形の中で死刑制度・

(和田企画局長)

ひとつ提案ですが、人権課題としているために、死刑制度が人権課題とイコールにならないのではないかと疑問が出るわけです。だから、課題というふうに位置づけしないで、例えば「人権に関わる次のことごとについて」というふうな言い方をすれば、かなり広い範囲で問えると思います。

(矢崎会長)

人権に関わるという言い方にして、広げて。

そうすれば、なんとなく格差も入りそうな気がしますが。ただ、格差という場合には、私ども自治体をやっているときは、地域間格差という意味で使っていました。ですから、経済格差とか業者間格差とか、格差と聞かれてしまうと何の格差かということがあるわけで、答えにくいですね。私が一番気にしているのは、東京へ一極集中で、地域間格差が固定化されてきている。人もお金もお医者さんも、みんな東京へ行っちゃっていますからね。

ただ、ちょっと聞きにくいので、ここは死刑制度だけにしましょう。これは追加する方向でお願いできますか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

今の質問ですが、「日本における人権に関わる次のことごとについて、あなたの関心のものはどれですか」という聞き方に直すということでもいいでしょうか。

(矢崎会長)

よろしいですね。そのほうが、課題とすると、ちょっと硬い感じになってしまうので、関わることからしたほうがいいかもしれません。それは1つ増やすことにします。

そうしますと、質問1から9まではそんなことにさせていただいて、質問10以降、最初の資料の順番でいきますと、質問10以降についてあとはよろしいでしょうか。外国人の問題。この問題はどうでしょうか。どなたから出た質問でしたか。

(金委員)

私が出しました。当初案の質問17、18ですが、一番は差別されているといことで人権擁護という言い方ですが、質問18は、不利益な取扱いで仕方がないかどうかで、結局は質問17も18も重複感があって、しかも、国籍条項の問題もあるので、それであれば、もう少し整理して、最近ちょっと浮上しかけている外国人の投票権とか、そういったものをストレートに聞いたほうがいいのではないかなというのがご提案です。

県民意識調査で、具体的に国籍条項がやむを得ないかどうかと、ある意味聞いてもしょうがないのではないかと。むしろ聞くのであれば、どういうところまでが許容されるか、されないかという焦点に絞ったらどうでしょうかということです。

(矢崎会長)

もうちょっと、突っ込んだほうがいいということですね。そのことについて、ご意見が委員さん方ございましたら。

不利益な取扱いの中身を、もうちょっと突っ込んだらいいのではないかとということですが、選択肢が、どういう内容が列挙されるかですね。金委員、日本に居住している外国人が、不利益な扱いを受けていることについて、いくつかの項目の中で、それが人権侵害かどうかということを知りたいということでしょうか。

(金委員)

永住の外国人に対して参政権(投票権)を与えることについてどうか。具体的に質問項目の案としまして、「1995年に最高裁において、永住外国人への地方参政権付与は憲法上、禁止されていないという判断が示されました。外国籍住民が、地方自治体の住民投票や地方選挙に参加することについて一つお答えください」「1番、外国籍住民も、日本国籍者と同様にすべきである。」「2、永住等の一定条件を満たす場合に限ることが望ましい。」「3、外国籍住民は、住民投票や地方選挙にはいっさいかわるべきではない」などこのような事例を入れたらどうか。もし、投票権をストレートで聞くのであれば、そういうことも考えられるでしょうということです。

現行の質問番号17、18で見えますと、たとえば質問17の場合、人権擁護についての選択肢の1は、人権は守るべきだといって、2は権利を持っていないでも仕方がないと、人権と権利というものを非常に微妙なものにしていて、とにかく質問17、18を一つにしたようなものにしたい。質問18に関していうと、なんか不利益として取り扱っているのは、外国人だからしょうがないというふうに誘導しているようで、私は、被害妄想なのかもしれませんが、なんかそんな気がします。難しいところですが。

(矢崎会長)

そう言われてみると、やむを得ないとか、仕方がないとか。質問 17 と 18 は、ちょっと重複していますね。質問 17 で、もうちょっと選択肢を増やしてきちんと聞いたらどうか。質問が 2 つしかないわけだから。

(金委員)

ほかの質問項目は、どのような人権問題が起きていると思いますか。なのに、外国人はそういうふうに聞いてもらえないですから。

(矢崎会長)

聞き方が違いますね。これ、国の世論調査は、こうなっているのですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

そのままです。

(矢崎会長)

そのまま。

(金委員)

事務局が悪いのではないですが。

(矢崎会長)

これは、今、金委員が言われたように、同和問題はどのような人権問題が起きていますか。アイヌもどのような人権問題が起きていますか。そういう聞き方ですね、その点。

(金委員)

長野県も外国人が多いですね。就学の問題とか、そういうことも含めて、これで、ちょっといいのかなと思います。

(矢崎会長)

外国人の差別・人権侵害の問題というのは、むしろ個別に聞いてもらったほうがいいかもしれません。永住権の問題とか、特に子どもの問題とか、いろいろあるわけでしょう。どのような人権問題が起きているかという聞き方を、ほかの課題はしているわけです。確かにそう言われてみると、この外国人のことは、ちゃんと知らないといけない。

事務局でちょっと検討しておいてくれますか。この質問 17、18 の外国人に対する質問項目については、整理をしておいてくれますか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

わかりました。

(矢崎会長)

あとは自由回答欄を付ける。

属性については、 を付けるに変わって記入式にさせていただくということです。

そうしますと、今までの中で、県の機関・施策について知っているか知らないかと、外国人の質問項目と、そして同和の問題と3つが残りしました。前の2つは事務局で、ちょっと検討してみてください。

同和の問題について、いわゆる部落差別の問題ですが、質問の14と15ですね。

(斎藤委員)

はい、そうですね。

(矢崎会長)

この点をもう少し、前回の流れも含めて、あと、1つ、2つ突っ込んだ質問がほしいかなというご意見でよろしいでしょうか。

(斎藤委員)

はい。それから、この質問14に関して、はじめて知ったきっかけを、今更聞いて何が見えるのだろうかという気がします。20年、30年くらい前までは意味があったかもしれませんが、今若い人たちは、学校の授業で教わったというのが圧倒的に多いと思います。私が大学生に聞いた範囲では、90パーセント以上が学校の授業で教わったといえます。なかには、まったく知らないという学生も数パーセントいますが、

(矢崎会長)

前回の調査では、同和の部落差別の問題については、質問10からずっとございます。その中で、もう一度ここで聞いておきたいものが特にございますか。

質問14、15の同和問題に触れた質問ですが、国ではそんな質問を設定したということですが、13年の長野県の調査では、部落の問題については十いくつくらいにわたって質問をしています。その中で、特に今回触れたいような質問項目は何か。

もしくは、国も長野県も同和問題について、大きな政策転換しています。どうしてもその政策転換の上で今回の諮問を受けているということになりますので、その政策転換についての是非というか、それもどういうふうに理解しているかということについては聞きたい。とても難しいですが、転換を知っているのかどうか。そのことについて、どのように県民が考えているのか。そこは、やっぱり抑えておきたいという気がします。大きなドラマティックな展開があったわけです。前回の調査で、人権問題といっても半分以上は同和問題について聞いて、今回は20いくつの中で2項目しか聞いてない。同和問題については、ある意味、大きな政策転換をしている。大きくいうと、人権といえば同和だったといっているくらい取り上げた時期もあったのですが、今、ワンオブゼム、いくつかの一つということになってきている。

ハードもいろんな施策もしてきたけれども、それは一通り終わって、むしろその他の問題として何が残っているという議論になってきている。だいたい、そういう転換ですよ。

(斎藤委員)

ただ、そこは微妙です。特別対策から、一般対策へということですが、長野県の場合は、特別対策の終了、すなわち同和行政の終了となっていますので。

(矢崎会長)

無対策になってきた。

(斎藤委員)

はい。それから一般対策では、特に県自身は何も出していない。

(矢崎会長)

その点を含めて、その方針転換を認知する、承知している県民はどれくらいいるか。

(斎藤委員)

はい。

(矢崎会長)

その転換をどの様に考えているか、という点が聞きどころかもしれませんね。

斎藤委員がおっしゃったように、どこで知ったかとかですね。それについてどう思うかということは、そんなに変わらないかもしれませんね。

(斎藤委員)

はい。

(矢崎会長)

むしろ、今聞くとしたら、その転換についての意見あたりを聞いたほうがよい。

(斎藤委員)

結局、この審議会は、人権政策の基本方針を打ち出すということですから、そういう意味では、これから行政を進めていく上で必要な調査を、ということになると思います。ちょっと部落解放審議会答申について、申し上げておきますと、まずは、就業、教育における課題や差別事象があるという基本認識。そして、今後の施策の方針としては、一般対策に工夫を加えて対応すると。それから、同和行政をあらゆる差別をなくす総合政策の原点と位置づけて、教育啓発を推進していく、というように言っているわけです。

特別対策事業は終了した。残された課題については、一般対策に工夫を加えつつやる、と言っています。それがいっさいやられなかったということは言っておきたいと思います。

(矢崎会長)

そのスケジュール的なタイムリミットをどうこうと、あまり言うつもりはありませんが、

今日、この県民意識調査についての結論を出すか、もう一回検討するかどうかという問題ではありますが、2カ月後になるとちょっとしんどいのですね。

(豊田人権・男女共同参画課長)
かなり厳しいです。

(矢崎会長)
かなり厳しいです。最初の2つの積み残しは、事務局で、ちょっと検討してもらえばいいと思いますが、同和問題の聞き方については、委員さん方のご意見をお聞きしたいと思います。定刻どおり終了しないといけませんか。

(豊田人権・男女共同参画課長)
それは、委員方々のご都合がよろしければ。

(矢崎会長)
ちょっと延長してもよろしいですか。できたら、意識調査の内容について、詰めたいと思います。ここで10分くらい休みをいただいて、ちょっと切り口を事務局で検討していただいて。転換について県民がどう思っているか、これから同和問題をどう考えていくかというところが大きなテーマだと思います。それは、人権政策審議会も、その意見を大事にしていけないといけないわけですから、2つか3つの項目に絞って、最初の2つの県の施設とか、施策の問題とか、積み残した2つも、別室でちょっとやってみましょう。

(豊田人権・男女共同参画課長)
たたき台ということで。

(矢崎会長)
もう一回、日を改めてやると言うともっと厳しいでしょう。
たたき台ということで。はい。じゃあ15分、ちょっと休みを取らせていただいて。3時15分に再開させていただきます。

(休 憩)

(矢崎会長)
再開していいですか。
とりあえず、事務局からたたき台が、一つ出ました。
もう一つは、これは、どういう内容ですか。

(斎藤委員)
これは、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村で、2005年8月に人権に関する意識調査を行っておりまして、その中の質問19がこういう設問ということで、参考にお配りし

ました。

(矢崎会長)

それでは、2つの資料が出ていますが、議論したいと思います。斎藤委員から出た資料も、大変細かい字で具体的な質問項目と思いますが、これは市民調査ですか、当事者調査ではなくて。

(斎藤委員)

今、言われました住民意識調査です。

(矢崎会長)

これだとちょっと違った問題になりますね。

(斎藤委員)

そうですね。工夫が必要かもしれませんが、事務局で今作っていただいたのは、1番目のものはこれでいいだろうと思いますが、2つめの、同列に扱うことについてどう思いますかは、どうも違和感がありますね。

(矢崎会長)

同和対策が一般対策に移行しているという聞き方ですが、これだと意味が、普通はわからないですよ。

(豊田人権・男女共同参画課長)

そうですね。

(矢崎会長)

質問をするのであれば、別な聞き方かもしれませんね。同和問題について、わかりやすく質問をしないと、この質問1から15のように同じ聞き方ですと、ちょっと無理かもしれませんね。少し説明を加えて、部落差別、同和課題については、こういう方向で国や県も方針を変えてきているという中で、そのことについてどう思っていますかというような、別な聞き方をしないと。この意識調査の質問1から9の今までの県のオリジナルな内容と、もう一つは国とタイアップしたような内容と、もうひとつはやっぱり、部落問題の審議会の結論を受けての方針変更について、これから長野県はどうするか、どうすべきかみたいな聞き方を別立てしないと無理かもしれないですね。この中で、ダーッと聞いちゃうと、聞きにくいかもしれない。そんなにたくさんなくてもいいと思いますね。私は、やはり、政策変更について、それをどう県民が理解しているか、是とするのか、非とするのか、この問題をどうしていくのがいいことと思っているのかみたいな聞き方を、3つぐらいでもいいと思いますので、ちょっと説明を加えて。

私どもの認識からすると、従来長野県においても、市町村においても、人権問題はどちらかという、国の人権宣言あたりが出るまでは、人権問題イコール同和問題みたいな形

できて、その人権宣言が出て、それとタイアップして、また、部落差別の問題も、それなりの成果が上がってきて、ある意味では反省すべき点があったりして、大きく方針転換を国も県も市町村もしていますので、それについて、どう思っているのか、これから長野県がどうすべきかみたいな、別立てにして聞いたほうが、すっきりするかもしれませんね。部落解放審議会の積み残した大きな問題なので。

そういう聞き方で、事務局は構わないですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

今、この県民意識調査の大きな枠組みとして、まず一般意識として、いくつか聞きます。そして、個別課題についてどうなのか。最後に、解決のための方策としてどうなのか、こういう聞き方をしています。それで今、その個別課題の中に同和問題が入っていますが、これをどうしようかという議論ですが、今お聞きしていますと個別課題に対する認識というよりも、解決のための方策、あるいは政策の進め方、方向みたいな、別の質問になってくるといえます。個別課題ではなくて、大きな枠組みとして、この中で聞いていいのか、別立てにするのか、ここの整理ができるのかなと思ったのですが。

(矢崎会長)

国や県が、市町村を含めて大きな方向転換をしましたが、そのことについて理解していただいているのかどうか、若しくはそのことについて、強い異議をお持ちの方たちが、まだたくさんいらっしゃるのかどうか。これからの同和問題についての考え方は、国も県も新たな方向が出ているわけですが、それでいいだろうかという念押しをする、確認するというか、そうでないと、その部落解放審議会の答申について、どうお答えしていくかというものも、一つ、不確かな感じになってしまうので。

ここに書いてある同和問題に係る特別対策が一般対策に移行しているということは、もうちょっと詳しく書いたらいいという意味です。質問1から20のような聞き方だから、こういう聞き方になってしまう。それを、例えば質問10とかだけ丁寧な聞き方をするのはどうか。それなら、大きな積み残しの課題ですから、むしろ、個別課題の一つとして、そこはきちんと聞いておく。聞き方が違ってしまいますので、別立てにしたほうがいいのではないかということです。それを、特別に、今までのコンセンサスを得た形を変えるという意味ではありません。ちょっと説明が必要な項目だから、場合によっては一番最後に質問30とか31とかという聞き方でもいいですが。

聞き方は、「特別対策が一般対策に移行しているのはご存じですか」では、わからないということです。もうちょっと詳しく聞くとしたら、ワンオブゼムという考え方からはずれてしまうとすると、一番、最後の質問の中でそのことをお聞きするかということです。聞き方を、ちょっと丁寧にしないと。

その解決策としてということで、斎藤委員から出された一般住民意識調査ですが、比較的同和の問題が身近に感じられる地域の質問ですね。県民一般の方々が、この質問はわかりやすいか、どうかというか、答えられるかという問題がありますね。

そうしたら、どちらにしても3つの積み残しができましたので、例えば同和の問題については、斎藤委員やご意見のあった吉澤委員と意見を交換させていただきながら、在日外

国人の問題については金委員のご意見をお聞きしたり、県の施策が周知されているかどうかということは事務局で案を出してもらって、それぞれを委員さん方に見ていただいて、最終的に会長にお任せいただくということにしましょう。今日はちょっと、細かいところまでの結論は無理ですから、そんな進め方でよろしいですか。

(金委員)

今の進め方に賛成です。同和問題について、ちょっと要望を申し上げさせていただきます。聞き方として、同和教育とか研修を、今までどこで受けましたかという、そういう項目もひとつ必要ではないか。私も学生に授業をしていて、学校で聞いたという人と、全然そういうことはもう学校では習っていない、道徳でも学習してないという子もあり、私どもの時代はずいぶん違っていたなということを感じます。おそらく世代によってもずいぶん違いがあると思いますので、もし聞くとすれば、どのように知ったかよりも、そういう研修をどこでどのように受けたかということのほうが参考になるのではないかというのが一つと、先ほどからおっしゃられている特別対策から一般対策には難しい言葉ですが、特別措置法が終了しましたが、県として更なる措置が必要だと思いませんかという、ちょっとオープンに、ストレートに聞いてしまった方がいいのかなという印象です。

(矢崎会長)

最後の質問に追加して、番号はいくつになるかわかりませんが、例えば質問 28、29、30とか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

内閣府が行った質問項目はそのままとして、一番最後に追加する形で。

(矢崎会長)

前回 13 年に聞いた質問内容、質問 1 から 9 まで書いてありますね。そして、質問 10 から 26 では国とタイアップしていますね。もうひとつは、同和問題の審議会から積み残された問題について、最後に聞くというような進め方で。そんな沢山はいらなないと思いますが、その前に聞いた内容は、ほとんど生きている。13 年に聞いた内容と、ほとんど同じ内容も多いと思います。むしろ、ここで聞くとすると、政策転換に関して、どのように理解されているか、どのように考えているか。これからどうあるべきかということだと思います。そんな観点で 3 つか、4 つくらい。ちょっと説明がある項目なので、最後にまとめてもってくる。途中の 2 問の同和問題ははずして、後へもってくる。

(豊田人権・男女共同参画課長)

個別課題から除いて、最後の質問と一緒にして、それをまとめて聞くということですね。

(矢崎会長)

今、2 つありますよね。それに、あと 3 つくらいで、5 項目ぐらいにして、この同和政策についての認識と方向性みたいなのがわかるような質問をしたらどうですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

委員の皆さんから、こういう質問がいいとお出しいただけるとありがたいです。

(斎藤委員)

事務局でお配りいただきました、近年、各県の状況、市町村の状況でもですね、岐阜県、滋賀県、長崎県も、すべてこれからどうするかということを聞いていますね。同和問題に関して解決に向けての考え方とか、あるいはその主要な取り組みは入れたほうがいいのではないですか。

(矢崎会長)

斎藤委員、2、3日ぐらいのうちに、ファックスでもメールでも構わないので、ご意見も含めて、ほかの委員さん方からも、事務局へ出してもらって、事務局も他の県がどういう聞き方をしているかを拾っておいてください。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい、わかりました。

(関委員)

外国人の問題について、長野県は日系ブラジル人の方が多いので、長野県らしさ、長野県の特徴を踏まえた質問をしたらどうでしょうか。

(矢崎会長)

長野県らしさね。外国人労働者の問題と、先ほどのテーマの在日外国人の問題、同和問題など、もうちょっと整理して、国の聞いていることに追加してというか、膨らませてという形でできるかと思います。ちょっとやってみてください。

(豊田人権・男女共同参画課長)

それでは、メール等でいただいたものを事務局で整理させていただいて、それで委員の皆さんにフィードバックする。また、ご意見いただいて、また、会長と相談するという形で進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(矢崎会長)

いつ頃までに完成させたいわけですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

先ほど層化二段抽出法と申しましたが、事務局では1段目の抽出は終わっており、2段目は、市町村に対して無差別抽出をお願いするわけです。今日の話で、母集団として16歳以上の県民と決まりましたので、市町村へのお願いを進めていきたいと思います。市町村からそのリストが戻ってきて、調査は5月になりますが、当然、印刷もありますので、

それも含めて4月中には完成させたいと考えています。

(矢崎会長)

わかりました。

(金委員)

今、長野県らしさと言われて、そういえば中国からの帰国者はどうか。それで、今の質問10から女性、子ども、云々と、そこまでは大変であれば、せめて質問9の中に先ほど日本における人権にかかわる次のことがらを云々とありまして、女性、子どもとかその中に入れておかれた方がという意見です。

(豊田人権・男女共同参画課長)

質問17の選択肢に、死刑制度と同じように、順番は別にして。

(金委員)

はい。

(豊田人権・男女共同参画課長)

中国帰国者、何と言いましたか。

(金委員)

中国からの引き揚げ者。

(豊田人権・男女共同参画課長)

中国からの引揚者帰国者。正式な名前はあとで確認します。

(金委員)

その家族も含まれる。

(豊田人権・男女共同参画課長)

選択肢として、中国残留邦人を増やすということによろしいでしょうか。
わかりました。言い方については、調べさせていただきます。

(矢崎会長)

どちらにしても、委員の皆さんからのご意見は、今月中ぐらいにいただかないと間に合わない。来週いっぱい。

(豊田人権・男女共同参画課長)

とりまとめとか、調査の時間が必要となりますので、できれば、25日ぐらいまでにはいただきたいと思います。

(矢崎会長)

25日までに、何らかの形で事務局へ上げておいてください。

(矢嶋委員)

それは、今、議論に出たものだけですか。

(矢崎会長)

それだけにしてください。

(矢嶋委員)

他はいけませんか。今、言っておかなければいけませんか。

(矢崎会長)

思いついて、これだけは、というものがあれば。

ただ、あんまり項目が多くなると、今度答えてもらえなくなるということが出てきますので、最後の調整で場合によっては何か外さなければいけないこともあります。

(北村委員)

はずさなければいけないということになれば、その他になってしまいますが、4ページの質問9で関心があるものという質問ですので、選択肢として「アイヌの人々」というのはいいと思ったんですが、6ページのところにいきまして質問16で、どのような人権問題が起きていると思いますかということだから、アンケートをもらった人たちは、まあ問題があるだろうなという感じで、をします、だからどうなのか。この質問は、もちろん悩んでいる人々がいるということは承知はしていますが、今ここで大事なとちょっと思いました。決して、アイヌの方達を省くということではなくて、結婚問題や就職とか、こういうことを私たち自身が何にも知らない間に、それに対して今、私が知らないからまわりも知らないと決め付けちゃいけないのですが、適当かどうかということでは、たくさんの質問項目がある中で、ほんとに真剣に取り組めば、いろんな課題があると思ったので、そこもちょっと省いていただければありがたいということと、それから質問17と18について、確かに重複している箇所がありますので、一緒にしていただく場合に、質問の仕方が、このところだけ、この中から一つをお答えくださいっていう、質問17については、まあ1か2かどちらかだから、いいかなと思いましたが、質問18についてもこの中から、一つを答えなさいというのは、私は適当でないと思いますので、質問項目を考えるときに、このことについて、御配慮いただければありがたいかと思えます。以上です。

(矢崎会長)

はい。質問17と18の外国人の問題は、もう一回検討し直します。ちょっとふさわしくないと。これを一つ一つ見ると、みんな直したくなりますので、エンドレスになりますね。

基本的には、13年に聞いた県の内容をある程度時系列で聞くと、そして、国で質問した

世論調査の項目を長野県でも聞いてみたいと、その点はご了解いただいて、その中で特に外国人労働者が多いという問題、同和問題、同時に県の施策がどれだけ理解されているかみたいなものを追加していくと、そのようになると思いますが。

ここで出なかった問題も挙げていただいても結構です。場合によっては、折り返しご意見をお聞かせいただいたりしますので、25日までに挙げていただいて、それ以後は申しわけございませんが、お許しをいただくと、こんなことでお願いいたします。

(豊田人権・男女共同参画課長)

確認ですが、今、北村委員さんからアイヌの問題についてどうなのかというご提案がございました。

(矢崎会長)

アイヌの問題は、関係した方にとってはどうしても、日本の中ではやっぱり大きな差別です。単一民族ではないという考え方を取っておられますから、それは同和問題と同じように問題があるので、外すことは難しいと思いますが。

(北村委員)

質問9で、人権問題について関心があるのはどれですかと、ここで書かれているので、これで充分ではないかと思えます。

(矢崎会長)

この質問9で聞いている17項目が、基本的にあとの個別の課題で聞いているんです。

(北村委員)

もちろんアイヌの人を差別もしていませんが、現在、この問題について、結婚問題で周囲が反対するとか、そういうことをぜんぜん知らなくてもやらなければいけないかということです。長野県として取り扱って、例えば同和問題についても別個に扱っていかうという話になったわけでありますので、それは別に無視するとか、そういうことではない。私は許される範囲ではないかなというふうに思います。検討いただければありがたいです。

(矢崎会長)

はい、わかりました。ただ、ここにある項目を全部聞いていて、再質問で、アイヌだけ聞かないというのはちょっと難しいかもしれませんね。

(北村委員)

そうですか。

(矢崎会長)

はい。ちょっと検討させてください。ほかに何かご意見がございましたら、一応今日用意しました議題はこんなことですが、事務局から何かありますか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

その他でよろしいですか。

第4回目以降の人権政策審議会の日程について、お手元の予定表をご覧ください。

第1予定日、第2予定日については今のところ全員の委員がご出席できるという状況です。第3予定日については、若干の委員が、都合が悪いという状況です。一応基本的には第1予定日で開催させていただき、なおかつ場所はこの特別会議室、時間については午後1時半からやらせていただければと考えております。

(矢崎会長)

今回は5月21日1時30分。その後は、その都度確認して案内は出してもらおうということでもいいですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい。その都度確認の上、案内を送付させていただきます。

(矢崎会長)

この次の内容とすると、団体の意見が出てくるということですね。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい。3月28日までに各団体から提出いただきます。それから、一般公募という形でインターネットでも出していますので、それらの内容をまとめたもの、それから事前に各本文の写しを各委員に配布させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(矢崎会長)

よろしいですか。ほかには、いいですか。 それでは、ちょっと時間を延長いたしましたが、第3回の人権政策審議회를終了させていただきます。ありがとうございました。

(小林課長補佐)

どうも、長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれをもって終了させていただきます。